

東温市各種補助金等交付・適用基準

平成 22 年 12 月 16 日
告示第 94 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、東温市補助金等交付規則（平成 22 年東温市規則第 23 号。以下、「規則」という。）第 7 条の規定により、東温市が交付する各種補助金等の交付・適用基準を明らかにすることにより、公平性・公正性を確保し、適正かつ効率的、効果的な交付及び執行を図るために必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この告示における補助金等、補助事業等、補助事業者は、規則第 2 条の規定するものをいう。

(補助金の分類)

第 3 条 補助金等は、次のとおり分類する。

- (1) 団体補助 補助事業者の活動目的達成の活動に要する経費に係る補助
- (2) 事業補助 補助事業者が事業実施する場合に要する事業費に係る補助

(補助金等の種類)

第 4 条 この告示に定める交付・適用基準の対象補助金等は、次のとおりとする。

- (1) 国又は県の助成を受ける事業・活動に対する補助金等
- (2) 他の自治体等と連携・共同して助成する事業・活動に対する補助金等
- (3) 東温市が単独で助成する事業又は活動に対する補助金等

(交付・適用基準)

第 5 条 前条第 1 号に規定する補助金等の交付・適用基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等を交付する期間は、国又は県の事業期間とする。
- (2) 事業実施期間について特段の定めがない事業・活動に対する補助金等の交付期間は 1 年とする。ただし、必要に応じて延長することができる。
- (3) 国又は県の補助金額、或いは補助割合の引下げ等に伴う補助事業者の負担増加に対する市単独の補助金等の補填は認めない。

2 前条第 2 号に規定する補助金等の交付・適用基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等が人口割、事業割により算定されるものは、特別なものを除き負担金とする。
- (2) 事業実施期間の定めがある場合は、交付期間は事業実施期間とする。
- (3) 事業実施期間について、特段の定めがない事業・活動に対する補助金等の交付期間は 1 年とする。ただし、必要に応じて延長することができる。
- (4) 補助金等を交付する補助事業者の体制が変更される場合は、補助金等の交付を中止し、他の自治体等と協議し新たに補助金額、補助期間等、補助金交付に必要な事項を定める。

3 前条第 3 号に規定する補助金等の交付・適用基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 補助金等の交付要件

事業補助である場合は補助事業者が受益者負担金、団体補助である場合は会費等、補助金等の交付により受益を受けるものから適正な受益者等の負担金を徴収していること。

(2) 補助金等の補助対象経費

補助対象経費は、補助事業者の維持又は存続に係る経費を除く事業又は活動に係る経費とする。

(3) 補助金等の交付期間

ア 補助金等の交付期間は、補助金等の交付に係る要綱等に規定された事業期間とする。

イ 既に補助金等の交付を受けている補助事業者に対する補助金等の交付期間は 1 年とする。ただし、市長は必要に応じて 1 年ごとに交付決定をすることができる。

ウ 新たに補助金等の交付を受ける補助事業者の交付期間は、3 年を限度とする。

(4) 補助金等の算定方法

ア 補助金等の額の算定は、直近の年度の事業実績及び収支決算、又は当該年度の事業計画及び収支予算に基づき算定する。ただし、この方法による算定が適当でない認められる場合に限り定額とすることができる。

イ 補助金等の充当できない費目は、次のとおりとする。

(ア) 役員報酬

(1) 賃金又は手当（協力者への謝礼及び事業に係る賃金・手当を除く。）

(2) 団体名又は長の名前で支出する交際費、慶弔費

(3) 会員の親睦・融和を目的とする視察研修旅費

(4) 役員会や総会の食糧費

(5) 会員のみを対象とした講習会や研修会の賄材料費

(6) 活動又は事業と直接的な関係が認められない備品購入費

(5) 補助金等の交付方法

補助金等の交付は、概算交付、精算交付、又は半期若しくは四半期ごとの部分払によるものとする。

(6) 補助金等の精算

補助事業者は、事業完了後速やかに、定められた期限までに証拠書類を添付した事業実績報告及び収支決算書を提出するとともに、余剰金が発生した場合は速やかに返納するものとし、当該補助事業者が補助金等を下部組織又は団体等に再配分した場合は、下部組織又は団体等の事業報告及び収支決算書を添付し提出するものとする。

(補助事業者及び市長の責務)

第 6 条 補助事業者は、補助金等を適正かつ効率的、効果的に運用し関係書類を整備するものとし、市長は補助事業者の実施した補助事業等の効率、効果について評価するものとする。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、補助金等の交付から報告に至る手続き等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。